

4. 活力ある未来を拓く、持続可能で強靱な産業のまちづくり

4-1 農林水産業の振興

4-1-1 農畜産業の振興

■ 現況と課題

農畜産業を基幹産業としている本町では、稲作を中心に畜産や野菜類を組み合わせた複合経営が大半を占めています。

その中でも、畜産は優良家畜導入事業や受精卵移植技術の普及により、繁殖素畜の産肉能力が大幅に向上しました。また、情報通信技術が活用できるようになり、牛の分娩や発情の兆候把握が可能となったことで、分娩事故や発情見逃しの低減が図られるようになりました。

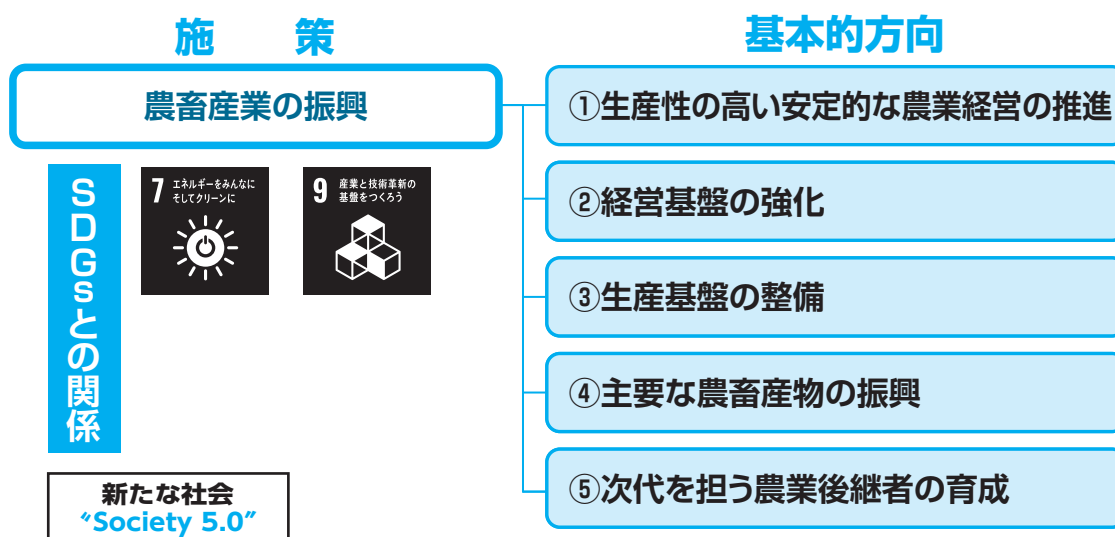
しかし、農業経営者の減少や高齢化が進んでおり、担い手不足や後継者不足が急速に進むことから、農地の利用と集積への取組が課題となります。

また、社会情勢の変化を随時見極めながら、経営に長けた農業後継者や集落営農組織、農業法人等の育成・大規模化・スマート農業³⁸の普及が急がれます。

■ 施策の視点

活力ある農畜産業が育ち、安心できる安全な農畜産物を供給します。

■ 施策の体系



38 スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

■ 施策の基本的な方向

①生産性の高い安定的な農業経営の推進

特色ある品質の高い農畜産物の生産を振興するとともに、農業者自身の技術と創意工夫を生かした高収益作物の導入、作付け拡大、優良家畜の導入、規模拡大を推進します。

このため、農畜産物の品質向上やコスト低減、生産技術や農畜産物の加工技術、安定的経営を目指す経営管理技術等の向上を図ります。

②経営基盤の強化

経営基盤の強化については、ICTを活用したスマート農業の導入など、新たな生産技術を生かした生産性・収益性の向上、農業経営の多角化を推進します。

集落営農組合や農業法人の運営活動の支援を行うとともに、農地中間管理事業を活用した集団的農地利用を推進します。

畜産業では、確実な家畜改良を推進するとともに、新生産技術及び生産性向上の進展に努めながら、地域と一体となった防疫体制の強化を推進します。

③生産基盤の整備

土地基盤の整備については、三股中央左岸地区のほ場整備をはじめ、農道整備や用排水路の整備を進めるとともに、安定経営の確立を図るための畑地かんがい事業を推進します。

農地や農業用施設の適切な保全管理や長寿命化、水田の多面的機能の維持・発揮を図るための地域組織の育成を図ります。

④主要な農畜産物の振興

露地野菜を中心とした加工野菜や契約栽培の推進及び畜産との複合経営の推進により、新たな営農体系の確立に向けた検討を行いながら、ブランド化による振興に努めます。また、多様化する消費者ニーズに対しても、規格や嗜好に合った生産形態の整備を進め、ニーズの変化に対応した先進的な施設・機械の整備を推進します。

なお、消費者ニーズに応えた安心・安全な生産体制を確立するために、海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP³⁹・HACCP⁴⁰等への取組を促進し、生産者の安全意識の高揚に努めます。

⑤次代を担う農業後継者の育成

地域農業の将来について取りまとめた「人・農地プラン⁴¹」において、認定農業者をはじめとした農業の担い手を中心経営体として位置づけ、各種研修会等の積極的な参加を推進するとともに、交流の場を設ける等の対策を講じ、後継者の育成・確保に努めます。

39 GAP：安全・安心な農産物を安定して生産するための基準。

40 HACCP：食品事業者が安全・安心な食品を製造するための衛生管理に関する基準

41 人・農地プラン：農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。

また、学卒者、U I Jターン⁴²、定年帰農者等を対象とした就農相談業務の充実を図るため、関係機関が一丸となって支援する体制を整備していきます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①生産性の高い安定的な農業経営の推進	特色のある高品質農畜産物の生産振興	→	→
	経営管理技術等農業技術の向上	→	→
②経営基盤の強化	新たな生産技術（スマート農業）の導入、生産性・収益性の向上支援	→	→
	集落営農組合の運営活動の支援	→	→
	農地中間管理事業等の集团的農地利用の推進	→	→
	確実な家畜改良と新生産技術の進展	→	→
	地域と一体となった防疫体制の強化	→	→
③生産基盤の整備	土地基盤の整備	→	→
	畑地かんがい事業の推進	→	→
	水田の多面的機能の推進及び地域組織の育成	→	→
④主要な農畜産物の振興	加工野菜や契約栽培の推進と複合経営の推進	→	→
	ニーズに対応した安心・安全な生産体制の確立	→	→
	生産者の安全意識の高揚	→	→
⑤次代を担う農業後継者の育成	各種研修会等への積極的な参加を推進	→	→
	認定農業者等の交流機会の確保	→	→
	相談業務を強化し関係機関による支援体制整備	→	→

42 U I Jターン：Uターン、Iターン、Jターンの総称で、東京や大阪などの大都市圏から地方に移住すること。
 Uターン：地方から進学や就職などで都市に移住した人が、再び生まれ育った地域に戻ることに。
 Iターン：都市部に生まれ育った人が、地方に移住すること。
 Jターン：進学や就職で地方から都市に移住した後、生まれ育った地域に近い地方都市に移住すること。

4-1-2 林業の振興

■ 現況と課題

本町の森林面積は、7,868ha(令和3年3月時点)で、町面積に占める割合は約72%となっています。そのうち民有林の人工林率は69.9%ですが、35年生以下の若い森林が35%を占めていることから、保育・間伐を適正に実施していくことが重要となっています。このため、木材資源を循環的に利用する観点から、多様な木材需要に対応するため、立地条件に応じた長伐期施業や育成複層林施業の誘導等、人工林の適切な施業を実施しています。

また、多様性に富む健全な森林の整備を促進し、魅力ある森林環境を形成するため、広葉樹の植栽や広葉樹苗の補助を実施して、水源かん養や野生鳥獣の保護も行っています。

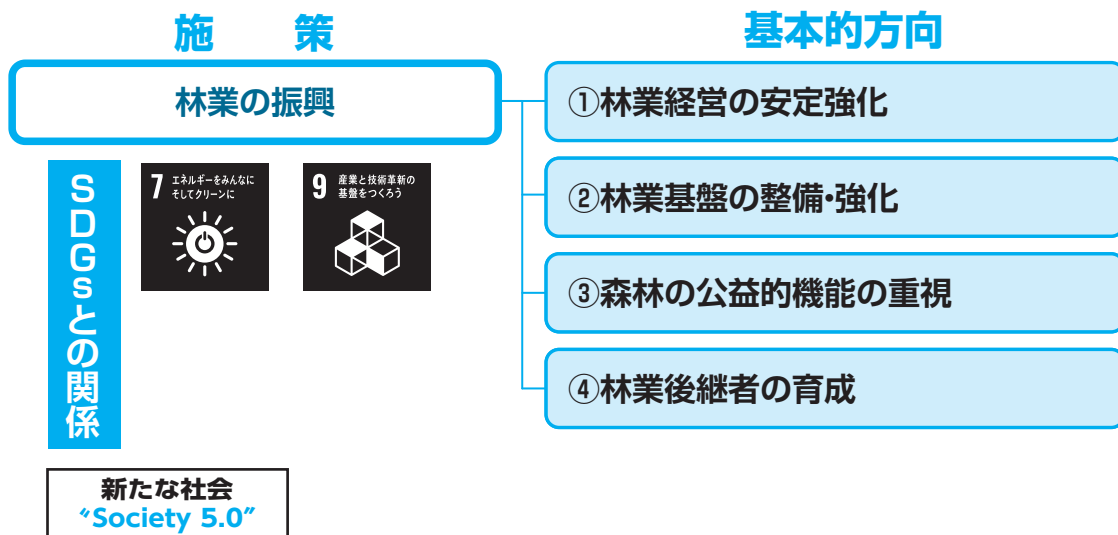
しかし、林業労働者の減少と高齢化の進展により、伐採後の造林等が適正に実施されない森林も見受けられます。林業後継者の不足も重要な課題であることから、令和元年度に三股町森林環境譲与税基金を創設し、令和2年度から森林環境譲与税を活用した200haの森林調査や、所有者への意向調査を行い、経営管理権集積計画等の作成や調査地域の路網の整備を行っています。

また、平成31(2019)年4月から森林経営管理制度が施行されたことから、今後、経営管理が行われていない森林を本町が仲介役となり、森林所有者と民間事業者をつなぐことで、適切な管理を推進することが求められています。

■ 施策の視点

健全な森林づくりと森林資源の循環利用を目指した林業の振興を促進します。

■ 施策の体系





■ 施策の基本的な方向

① 林業経営の安定強化

林業経営については、事業者の育成、関係機関等の連携を進め、経営の安定強化に努めます。

また、林業経営の省力化、効率化を図るとともに、必要な労働力を補うため、高性能機械の導入及び高度技術者の育成を図るとともに、森林環境譲与税を活用し、管理されていない森林の下刈、除伐、間伐等の保育を組織的・計画的に実施します。

さらに、県産材需要拡大のため、公共施設の木造化と民間施設の木材利用普及啓発に努めます。

② 林業基盤の整備・強化

作業の効率化や生産コストの低減を図り、自然環境への影響に十分配慮した林道、作業路の維持管理を実施するために、森林環境譲与税を活用した林業基盤の整備・強化を推進します。

③ 森林の公益的機能の重視

森林が有する水源かん養や土砂流出防止等の公益的機能を重視し、町民・企業・行政が一体となった森林資源の保護・育成を図ります。

広葉樹の植栽を推進し、動植物や土壌等の保護及び自然環境の保全と合わせ、水源かん養と地場産業育成のため、「ふるさとの森おこし」を掲げ、町の森林機能の活性化に取り組みます。

④ 林業後継者の育成

本町の専業林家は減少の一途をたどっており、林業後継者の育成は非常に厳しい状況にあることから、林業に魅力を感じる就業環境の整備について、都城森林組合と共同で取り組みます。

また、林研グループ活動の支援による会員の新規参入促進等を図ることで、林業後継者の育成に努めます。

さらに、森林環境譲与税を活用して、夏場の下刈作業従事者への助成等を行うことにより、造林・育林の労働力を確保します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①林業経営の安定強化	林業経関係機関等の経営の安定	→	→
	公共施設の木造化	→	→
	民間施設の木材利用普及啓発	→	→
②林業基盤の整備・強化	林道、作業路の整備	→	→
③森林の公益的機能の重視	森林資源の保護・育成	→	→
④林業後継者の育成	林研グループ活動の支援	→	→
	夏場の下刈作業従事者への助成	→	→

4-1-3 水産業の振興

■ 現況と課題

本町の水産業は、ヤマメ養殖等の内水漁業が行われています。

町内の河川環境については、堰に魚道が整備され、魚が遡上し下降ができるように改善されています。しかし、町内を流れる河川の水質は、まだ広い範囲にわたって河川環境の悪化がみられます。

本町では、「三股町河川をきれいにする条例」を制定し、町民・事業者・行政が一体となって、美しく豊かな河川環境の形成に取り組んできました。

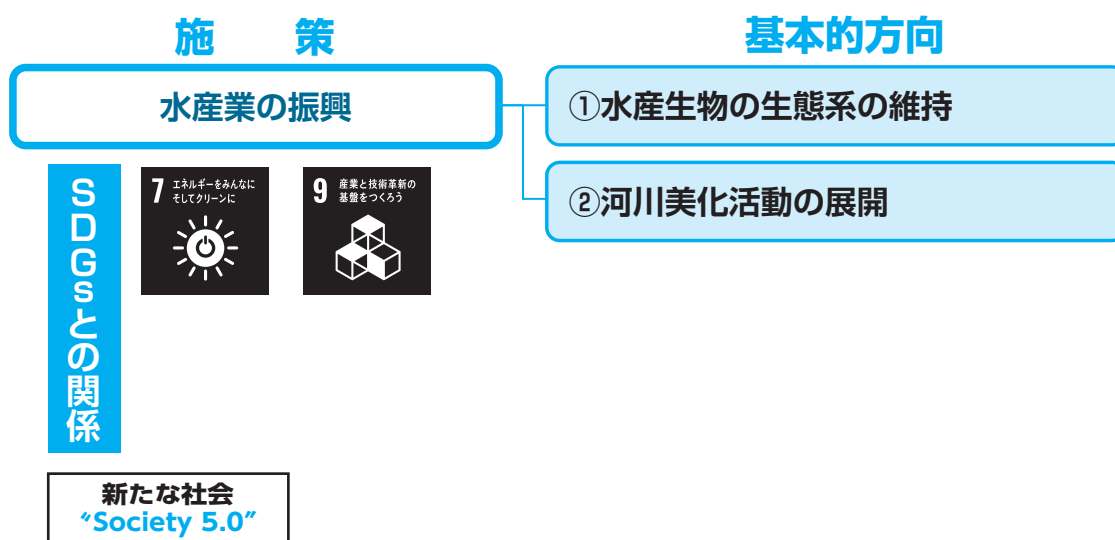
あわせて、町淡水漁業協同組合を中心とした稚魚等の放流により、生息する魚類等は増加しています。

今後とも、町民一人ひとりの河川浄化意識を高めて、地域が一体となり、良好な河川環境づくりに取り組むことが求められます。

■ 施策の視点

美しい川と清浄な水の里づくりで内水漁業の振興を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①水産生物の生態系の維持

多くの水産動物は、産卵やふ化のあと、他の生物に食べられてしまい、大人に育つものはごくわずかです。このため、一定の大きさになるまで人工的に育成して、ある程度成長してから放流し、本町に生息する水産動物の生態系を守ります。

本町の河川に生息する魚類等は、年々減少の一途をたどっていますが、これらを補うため、引き続き本町の河川に適した魚類の稚魚を放流します。

②河川美化活動の展開

本町は、美しい河川環境を保つために、町民参加による河川環境美化運動を進めることにより、町民や地元企業への河川環境美化に関する意識を啓発していきます。

また、河川浄化は、多様な生物が生息する環境をつくり出すことから、こうした活動を通して、本町における淡水漁業のイメージアップを図ります。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①水産生物の生態系の維持	魚の稚魚の放流	→	
②河川美化活動の展開	河川環境美化運動の推進	→	

4-2 商工業の振興

4-2-1 商業の振興

■ 現況と課題

本町の商業・サービス業は、平成26（2014）年度時点で町内事業所数の約半数を占め、従業者数も約4割を占めており、地域住民のニーズに応じた商品の販売やサービスの提供によって、地域経済を支える重要な社会基盤となっています。

これまで本町では、魅力ある店舗づくりを進めるため、付加価値を付けたプレミアム商品券の発行や、空き店舗を活用した創業への支援を行い、中小企業者の経営近代化を図るための金融対策の実施に取り組み、地域資源を活用した新商品開発への支援も行うとともに、三股駅や物産「よかもんや」、まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」を通じて、町情報の発信に取り組んできました。

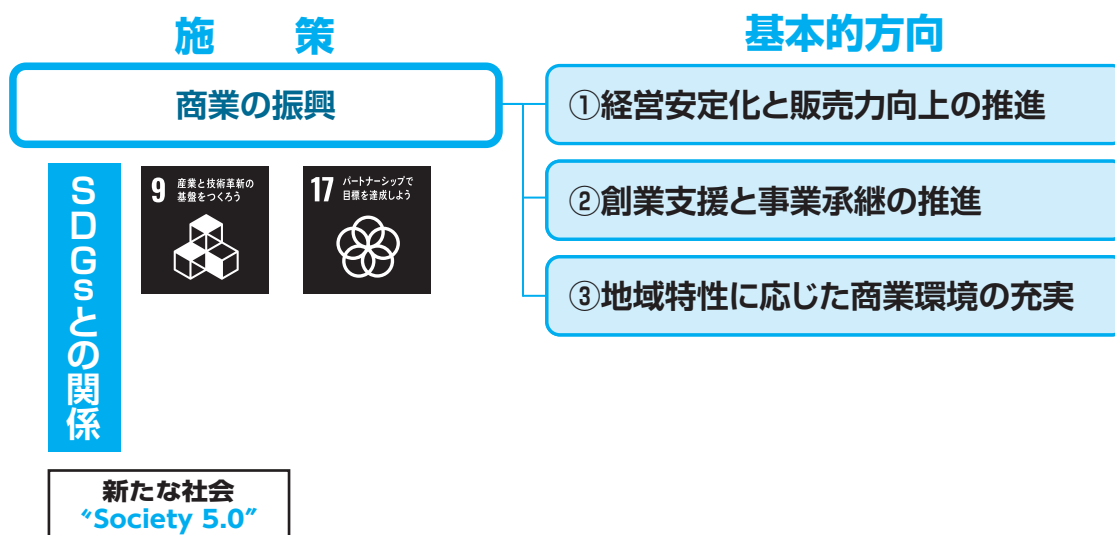
今後は、既存店舗の経営安定化と販売力向上に向けた、さらなる支援の充実を図り、空き店舗活用等による創業支援や事業承継に取り組むとともに、キャッシュレス決済の導入やインターネットを活用した商品情報の提供、情報発信の強化等、一層の商業振興にも取り組む必要があります。

また、町の中心部に位置し、利便性の高い五本松団地の跡地を活用した再開発では、健康と交流とにぎわいの創出をテーマに、民間企業と連携した稼ぐ機能を備えた拠点づくりが検討されています。

■ 施策の視点

経営安定化を支援し、創業支援や事業承継により、商業振興を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 経営安定化と販売力向上の推進

事業者の経営改善を図るため、商工会や金融機関等と連携し、経営指導や経営相談、融資制度等の各種事業を展開します。

また、キャッシュレス決済やインターネットを活用した商品販売等、ICT等を活用した経営改善に関する情報発信の充実に努めます。

② 創業支援と事業承継の推進

空き店舗や空き家を活用した創業に対して、家賃補助や改修費用の支援を実施するとともに、商工会による創業セミナーの開催により、創業者に対する支援を推進します

また、県事業承継ネットワークや県事業引継ぎ支援センターと連携して、町内における事業承継の機運醸成を図るとともに、支援が必要な事業者への事業承継を推進します。

③ 地域特性に応じた商業環境の充実

五本松団地跡地を活用した再開発では、民間企業と連携し、稼ぐ機能を付加した拠点づくりを検討する等、にぎわい創出による商業振興を推進します。

また、地域資源を活用した地域性の高い新商品の開発や発信等に対して支援を行うとともに、町内高校生による「地産地消料理コンクール」のレシピを積極的に公開し、町内事業者による商品開発の機会を創出します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
① 経営安定化と販売力向上の推進	融資制度の実施	→	→
	ICTを活用した経営改善の情報発信	→	→
② 創業支援と事業承継の推進	空き店舗活用への支援	→	→
	県事業承継ネットワーク等との連携	→	→
③ 地域特性に応じた商業環境の充実	五本松団地跡地を活用した商業振興	→	→
	地域ブランド発信事業の実施	→	→

4-2-2 工業の振興

■ 現況と課題

本町では、平成28（2016）年度から令和2（2020）年8月までに誘致した計8社の企業に対して、企業立地や工場等の土地取得、雇用創出に係る奨励金を交付してきました。

また、商工会と連携し、経営改善普及指導事業（各種講習会の開催）を実施するほか、三股町中小企業育成貸付金融制度の活用を推進し、国・県等による融資制度の普及に努めています。

このほか、県伝統工芸品指定と県伝統工芸士認定を受けた工芸品等の積極的なPRや、平成25（2013）年度から事業を開始した「モノづくりフェア」により、「工芸のまち、みまた」のPRに努めています。

労働者の育成・確保については、中小企業退職金共済加入促進事業の実施や、春と秋に都城北諸地域で開催される「就職説明会」を通して、労働力の確保とふるさとへの就業の企画拡大に取り組んでいます。

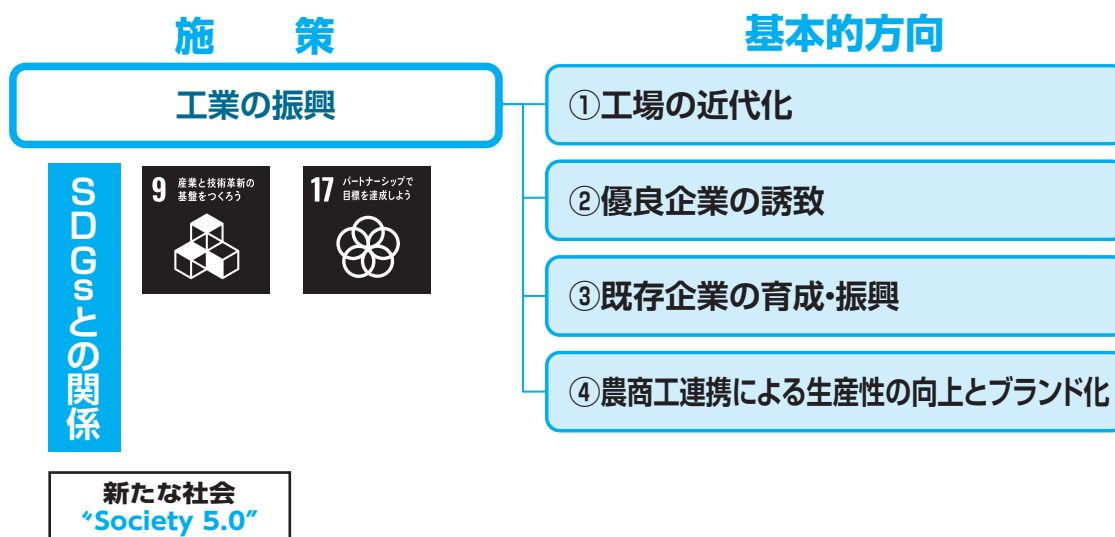
さらに、工場の近代化や合理化の促進を進めていくことも重要な課題であることから、中小企業や小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画である、「先端設備導入計画」に基づく支援を行っています。

今後はこれまでの取組に加え、農商工連携による地元企業、町民、関係機関による6次産業のさらなる推進が求められます。

■ 施策の視点

工業を支える基盤を強化し、企業立地の促進と立地環境の向上を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

①工場の近代化

中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図ることができるよう、町導入促進基本計画に基づき、中小企業・小規模事業者等の先端設備等の導入を促進します。

②優良企業の誘致

企業が進出しやすい環境を整えるため、「三股町工場立地法地域準則条例」を制定し、工場立地法の規制緩和を推進するとともに、誘致企業の町内在住雇用に対する支援の拡充を図り、ICT企業誘致セミナーを実施することにより、誘致企業へのフォローアップ対策の強化に努めます。

③既存企業の育成・振興

商工会等の関連機関と連携し、経営改善普及に努めるとともに、セーフティーネットをはじめとする各種融資制度の周知を図り、経営改善に努めていきます。

伝統工芸品等については、モノづくりフェア等を通じて販路開拓や商品PRを実施するほか、ICTを活用した販売形態の構築を検討する等、工芸のまち「みまた」のさらなるPRに取り組みます。

中小企業退職金共済加入促進事業の実施により、事業主の負担軽減と退職金共済制度への加入を促進するとともに、春と秋に都城北諸地域で開催される「就職説明会」を通して、地元への就業機会の確保に取り組みます。

中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、本町経済の健全な発展及び町民生活の向上に寄与することを目的に、中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定を検討します。

④農商工連携による生産性の向上とブランド化

消費ニーズに対応した商品開発とその製造を促進するとともに、農商工連携による地場産品の開発、ブランドの向上を推進します。

また、これまでの「どぶろく」等による商品開発等の知識や経験を基に、新たな技術を活用した生産や販売の実現を目指します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①工場の近代化	先端設備等の導入促進	→	→
②優良企業の誘致	成長力のある企業誘致	→	→
	三股町工場立地法地域準則条例の制定	→	→
③既存企業の育成・振興	経営改善普及事業	→	→
	伝統工芸品等の販路開拓、PR	→	→
	モノづくりフェアの実施	→	→
	中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定検討	→	
④農商工連携による生産性の向上とブランド化	農商工連携による地場産品の開発・販売	→	→



4-3 観光の振興

■ 現況と課題

本町は「長田峡」や「矢ヶ淵公園」に代表されるように、水資源環境に恵まれたレクリエーション拠点が整備されており、6万本のつつじが来園者を魅了する「椎八重公園（つつじヶ丘）」や桜の名所「上米公園」等、多くの景勝地も立地しています。

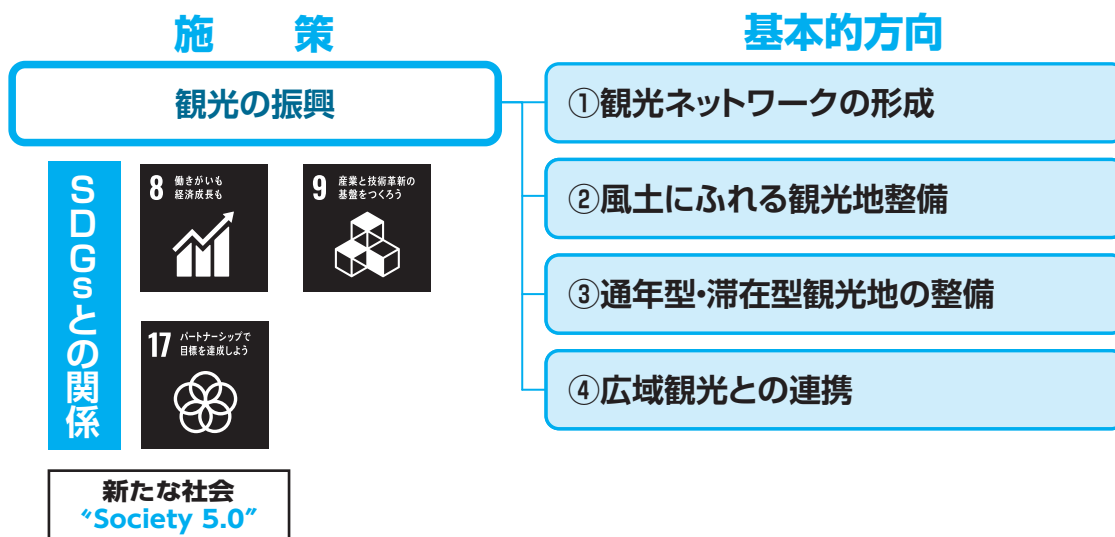
令和2年現在、町有数の観光地である長田峡において秋季のライトアップ事業や、長田峡の成因説明を行う観光案内板の設置、町観光ホームページの自動翻訳機能の導入等、通年型観光地としての魅力を発信して、県内外からの誘客を推進しています。

今後は、本町の魅力を備えた観光拠点の整備に向け、自然との融合を図りつつ、ICT等の先端技術を活用した戦略性のある効果的な情報発信を進めるとともに、おもてなしの心をもって観光地づくりを推進することが必要です。

■ 施策の視点

自然や人、モノ、おもてなしの心を継承しながら、特色ある魅力を融合させた観光地づくりを推進します。

■ 施策の体系





■ 施策の基本的な方向

①観光ネットワークの形成

高度化・多様化する観光客のニーズに対応できる受入体制を整備するため、自然や文化、食や特産品等の観光資源や観光団体、さらに、商工業や6次産業等を含めたネットワーク化を推進します。

また、ICTを活用した観光情報の発信や町内周遊を促進するための体制、仕組みづくりを検討します。

②風土にふれる観光地整備

本町の自然資源や歴史的な資源、芸能等、三股の風土にふれることのできる観光をテーマにした誘客促進のイベントの実施により、三股の魅力をPRできる観光戦略を推進します。

また、本町が有する豊かな自然環境や美しい景観等の観光資源を生かした観光振興を推進するため、自転車を活用したサイクルツーリズムの取組を検討します。

③通年型・滞在型観光地の整備

着地型観光を推進するために、通年型・滞在型観光地としての整備を進めます。

来町者が町内観光地を周遊し、様々な体験や消費につながるような仕組みづくりに取り組むとともに、年間を通してスポーツ合宿や文化合宿の宿泊者に対する支援を行います。

町産品の工場や加工場等での見学・体験が行えるよう、事業者への協力依頼と来訪者への周知方法の検討を行い、定期的なリピーターの確保に努めます。

④広域観光との連携

鹿児島県に近く、隣接する都城市をはじめ、広域エリアにおける本町の自然や観光施設の位置づけを考慮した上で、定住自立圏等の広域行政の枠組みを活用し、情報共有や誘客促進に取り組みます。

観光地に設置している看板等の外国語表記の充実をはじめ、町観光ホームページや町公式SNS等の内容の充実を図り、国籍を問わず快適に滞在できる環境を整備します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①観光ネットワークの形成	町内観光ネットワーク形成	→	→
	ICT を活用した情報発信	→	→
②風土にふれる観光地整備	サイクルツーリズムの検討	→	→
③通年型・滞在型観光地の整備	スポーツ・文化合宿の推進	→	→
	体験型観光の整備	→	→
④広域観光との連携	広域的な情報共有・誘客促進	→	→
	町観光ホームページ等の充実	→	→



4-4 勤労者対策の充実

■ 現況と課題

本町は、厳しい経済・雇用環境のもとで、生産活動、設備投資、個人消費、雇用といずれの面でも景気の低迷が長期化しています。継続的な新規雇用の創出、雇用の維持と安定が当面の課題であり、企業誘致等による新たな雇用の創出に努めるとともに、労働者の安全と健康を守るため、労働者福祉の向上とゆとりある生活のための労働環境の改善が求められています。

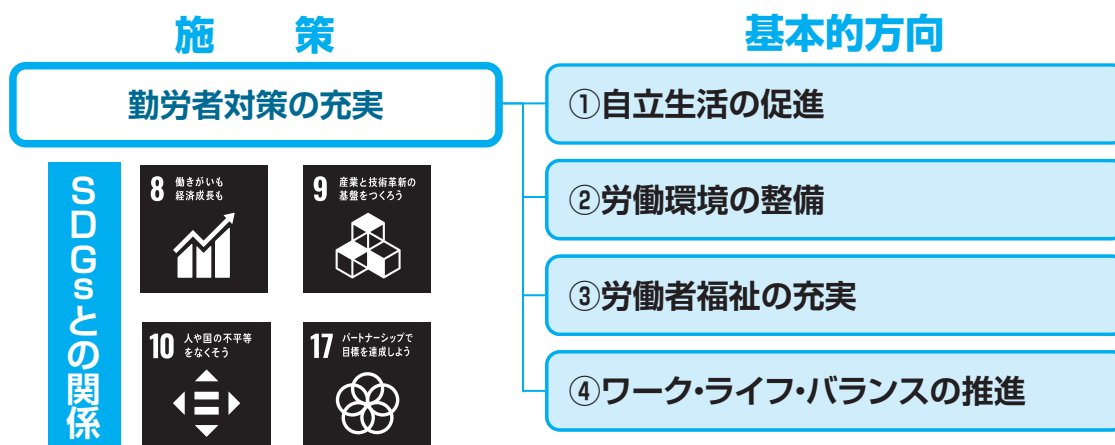
このため、生活困窮者や障がい者、高齢者をはじめとする労働者の生活の安定や、自立に向けた労働環境の整備促進が求められます。

労働時間の短縮による自由時間の増大とそれに伴うライフスタイルの変化、価値観の多様化、生きがいや心の豊かさの追求等が要因となり、労働者の余暇活動への関心が高まっていることから、仕事と家庭の両立や男女がともに働きやすい職場の実現に向けて、長時間労働の削減等によるワーク・ライフ・バランス⁴³の取組を推進することが重要です。

■ 施策の視点

勤労者対策を充実させ、自立した町民が生活するまちづくりを進めます。

■ 施策の体系



43 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳される言葉で、「国民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されたもの。

■ 施策の基本的な方向

① 自立生活の促進

求職者が職業に必要な知識や技能を身につけ、円滑に就職し働き続けることができるよう、関係機関と連携し、資格技能等の取得促進や再就職のための研修等の環境整備に取り組みます。

また、県や都城市と連携して就職説明会を開催し、就業促進を図るとともに、ハローワーク等を活用して、町内企業と連携した求人掲載を行い、町民への雇用情報提供に努めます。

② 労働環境の整備

労働者の安全と健康を守るため、労働条件の改善、労働災害の防止、福利厚生の実施を促すための啓発に努めます。

また、未就業者、失業者の解消を図るため、企業誘致等による新たな雇用の創出に努めます。

③ 労働者福祉の充実

保健所の主催する「都城北諸県地域・職域連携推進協議会」に参加し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の構築・整備に努めます。

本町で実施している保健サービスの情報や健康づくりに関する情報提供を継続して進めます。

国民健康保険（保険者）と商工部門等との連携を図り、本町で実施する検診やがん検診等の受診率の向上に努め、生活習慣病の発症や重症化を予防します。

保健機関や関係機関と連携して、職場単位での検診体制の確立や予防対策の充実を促進します。

④ ワーク・ライフ・バランスの推進

町民一人ひとりが安心して意欲的に働き、真に豊かでゆとりのある生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する情報の啓発に取り組みます。

また、働く場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を推進するため、テレワーク⁴⁴を推進するとともに、町内唯一のコワーキングスペース⁴⁵である、まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」の利用促進を図ります。

44 テレワーク：情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

45 コワーキングスペース：個人事業者や起業家、在宅勤務が許可されている会社員等、場所の縛りがなく働いている人たちによるワークスタイル。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①自立生活の促進	資格技能等の取得の促進	→	→
	再就職研修の実施	→	→
	雇用情報の充実	→	→
②労働環境の整備	福利厚生制度の充実	→	→
③労働者福祉の充実	職場単位での検診体制の確立	→	→
④ワーク・ライフ・バランスの推進	意識啓発に向けた広報活動	→	→
	テレワークの推進	→	→
	まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」の利用促進	→	→

